

青森県立保健大学図書館運営委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、青森県立保健大学学則第18条第2項の規定に基づき、青森県立保健大学図書館運営委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 附属図書館長
- (2) 各学科ごとに、教授、助教授又は専任の講師のうちから1名
- (3) 人間総合科学科目を担当する教授、助教授又は専任の講師のうちから1名
- (4) 事務局担当課長
- (5) 附属図書館の司書1名
- (6) 事務局情報担当者1名

(協議事項)

第3条 委員会は、次の事項を協議する。

- (1) 附属図書館の運営に関する事項
- (2) 附属図書館に関する諸規程の制定及び改廃に関する事項
- (3) 購入図書を選定及び調整に関する事項
- (4) 図書館情報システムに関する事項

(委員の任期)

第4条 第2条第2号及び第3号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、図書館長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第7条 議長は、必要に応じて委員以外の者を委員会に出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(専門部会)

第8条 委員会は、必要に応じて別に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に関し必要な事項は、委員会が定める。

(事務)

第9条 委員会に関する事務は、事務局で処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月18日から施行する。